

平成14年10月21日

西東京市教育委員会  
委員長 井口 範之 様

西東京市スポーツ振興審議会  
会 長 渡 邊 一 雄

合併後の調整を要する施策の緊急かつ重要な個別的課題について(提言)

# 目 次

## はじめに

### 1. 学校施設団体開放の運営のあり方

- (1) 現 状
  - ① 旧田無地区の小学校の運営方法
  - ② 旧保谷地区の小学校・中学校の運営方法
  - ③ 旧田無地区の中学校の運営方法
- (2) 運営上の問題点
- (3) 今後の学校施設団体開放の運営のあり方について

### 2. 夏季休業中における水泳教室のあり方について

- (1) 現 状
  - ① 旧田無地区の小・中学校の水泳教室
  - ② 旧保谷地区の小学校の水泳教室
  - ③ 今年度、西東京市の小学校の水泳教室
- (2) 課 題
- (3) 今後の夏季休業中における水泳教室のあり方について

### 3. スポーツ振興における文化・スポーツ振興財団活用の考え方

- (1) 財団設立の経過と利点
- (2) 行政の役割と施策の方向
- (3) 財団の役割と活用の考え方

### 4. 公共スポーツ施設における使用料の統一化について

- (1) 使用料の定義
- (2) 現 状
- (3) 公共スポーツ施設における使用料の統一化について
  - ① 使用料の基本的考え方
  - ② 料金設定の判断基準について
  - ③ 料金設定の留意点
  - ④ 使用料の統一化について

## おわりに

## はじめに

本審議会は、貴西東京市教育委員会から、平成14年3月14日付13西教生社第105号にて「西東京市スポーツ振興計画の策定」について諮問を受け、西東京市スポーツ振興行政の総合的課題とその施策展開の方向性に向け調査審議をすすめてきたが、合併後の調整を要する施策のうち、緊急を要する個別具体的課題として次の4項目が示された。

1. 学校施設団体開放の運営のあり方
2. 夏季休業中における水泳教室のあり方
3. スポーツ振興における財団活用のあり方
4. 公共スポーツ施設における使用料の統一について

当審議会としても、その課題についての緊急かつ重要性を認識し、集中論議を重ね検討した結果を、ここに提言する。

なお、先に平成14年3月14日付諮問を受けた「西東京市におけるスポーツ振興計画の策定」については、引き続き審議をつづけ、平成15年6月頃の答申の予定である。

## 1 . 学校施設団体開放の運営のあり方

### (1) 現 状

#### 旧田無地区の小学校の運営方法

学校ごとに「学校施設開放運営協議会」(以下「運協」という。)が設置され、毎月の定例会時に利用団体が、施設使用の申請を行い、運協で日程調整した後、学校教育に支障がない旨校長の確認を得た後の書類を、運協経由でスポーツ振興課に提出し、許可書が発行される。団体は、運協から許可書を受け取る。

#### 旧保谷地区の小学校・中学校の運営方法

各利用団体が学校へ直接、施設使用の申し込みを行い、学校教育に支障がなければ、校長が承認し、その後、利用団体がその書類をもってスポーツ振興課へ届け、許可を得る方式をとっている。

#### 旧田無地区の中学校の運営方法

各利用団体は、スポーツ振興課(総合体育館)に行って、施設使用申し込みを行う。スポーツ振興課(総合体育館)経由で申請書を各学校に送付し、学校教育に支障がない旨確認後、申請団体に許可を与える仕組みになっている。

### (2) 運営上の問題点

学校施設は、現在数多くの団体に有効に使用されている。しかし、一部の利用団体によっては、マナーの悪さが目立ち、体育館での教材の無断使用、喫煙や許可以外のスポーツを実施したり、勝手に土足使用などで学校に迷惑をかけている。学校としては、直ちにスポーツ振興課に連絡をとり、利用団体へ注意を行っている。

### (3) 今後の学校施設団体開放の運営のあり方について

#### ① 原則的には、上記(1)－③の中学校の運営方式が望ましい。

利用団体がスポーツ振興課に出向いて申請を行う。その後、各学校の施設使用の確認を得て利用することで使用する側も意識が深まるものと考えられる。何よりも市の施設を借りること、また、利用方法やトラブルなどに対しても、対応が早いという利点がある。

#### ② 学校施設開放運営協議会への学校開放事業の運営委託

今後より一層、地域のコミュニティーの促進のためには、(1) の「運協」を教育委員会で設置し、学校開放事業の運営を委託することが望ましい。

#### ③ スポーツ施設(体育館・校庭)の団体利用への積極的開放

小中学校のスポーツ施設(体育館・校庭)は、子どもたちの学校教育活動に支障がなければいつでも、地域住民の生涯スポーツ普及・振興の拠点として、団体の利用に積極的に開放することが必要である。

#### ④ 学校施設開放運営協議会の計画的な整備

学校施設開放は、生涯学習社会の促進や完全学校週5日制の実施の中で、スポーツ・レクリエーション等の発展と将来性の持つ意義を十分勘案し、運協を各学校毎に計画的に整備することが必要である。

#### 留意事項

(ア) 使用する諸団体に対しては、使用上のマナー、飲みもの、使用道具の片付け、また、他への迷惑行為などについても十分注意すること。

(イ) 運協の組織づくりについては、市民の多様な意見が反映される運営組織となるような組織づくりに努める。

## 2 . 夏季休業中における水泳教室のあり方について

### (1) 現 状

夏季休業中における小・中学校水泳教室については、平成 13 年度までは、旧田無地区、旧保谷地区ともそれぞれ異なった方法で実施されており、その方法は以下のとおりである。

#### 旧田無地区の小・中学校の水泳教室

それぞれの学校を中心に地域で「夏季水泳教室施設開放運営協議会」(以下「水運協」という。)をつくり、教育委員会採用の指導員を配置し、水泳教室を行っていた。最近、中学校では水泳教室に参加する生徒の数が少ない傾向にあるが、その理由としては、部活動や受験を控えての塾通い、夏期講習会への参加などがあげられる。昨年も旧田無地区の学校でも実態調査を行い、その結果、中止の学校もあった。中学校での大きな課題でもある。

#### 旧保谷地区の小学校の水泳教室

旧保谷地区の夏季休業中の水泳教室は、学校行事として位置づけ、教員のみでの指導で各10日間程度実施していた。しかし、各学校とも子どもたちの水泳教室に参加する意欲は非常に高いものがあり、日数増の要望が強かったが、指導者(教員)の協力を得ることに毎年課題が残されてはいた。

なお、社会教育事業としての一般開放プールは、4校で毎年10日間程度業者委託により実施されていた。

### ③ 今年度、西東京市の小学校の水泳教室

平成 14 年度、西東京市として統一した考えで実施するため、小学校 19 校全校を小学校単位で、地域住民の協力を得て「水運協」等を組織し、各学校からの教員の参加協力と指導員の雇用により、社会教育事業として一斉に実施された。(期間は10日を目途とした。)併せて、一方では、学校行事に位置づけた教員のみでの指導による水泳教室も実施された。(期間は4日～10日)。このことで一本化が図られた。同時に従来为社会教育事業としての一般開放プールも数校で実施された。

## (2) 課 題

- ① 平成14年度は、従来の旧田無方式を継承した事業と学校行事としての水泳教室との組み合わせで実施をしたが、社会教育事業としての水泳教室については特定の学校、特定の学年、特定の生徒により実施したところであり、このような形の水泳教室については、社会教育になじみにくい部分があった。
- ② 社会教育事業としての開放プールは、大人、子どもを含め広く市民に開放されるもので、特定された子どもたちのみを対象とすべきでない。社会教育の施策として実施する水泳教室は、社会教育事業としてのあり方を踏まえ、今後、抜本的・基本的に見直すべきである。
- ③ 中学校の水泳教室は、平成14年度は中止となったが、来年度は検討となっており、学校の行事としての新たな位置付けが必要と考える。
- ④ 今後日程の増が見込まれた場合の学校行事としての水泳教室の運営上の課題として、開催日1日の教員の勤務は、2名程度は可能と考えられるが、水泳教室を運営するためには5～6名程度の指導員の配置が必要である。

以上、夏季水泳教室の現状および課題、学校週5日制移行による教員に対するサービス通達等を勘案し、当審議会の意見集約の結果は次のとおりである。

## (3) 今後の夏季休業中における水泳教室のあり方について

### ① 学校行事として20日程度の水泳教室の実施

今後は、夏季休業中の水泳教室は、学校主催の学校行事として位置付けるものとし、児童の水泳教室参加への意欲に応えるため、全体で20日程度は実施すべきである。その場合、外部指導員の導入が不可欠であるので、教育委員会は、そのため学社連携など条件整備を行う必要がある。

### ② 地域コミュニティの場として一般開放プールの実施

社会教育事業としての一般開放プールは、地域コミュニティの場として位置づけ、広く地域住民を対象として実施し、これらの中で必要に応じて親子対象プール、団体開放プール、水泳教室等も開催する。

### ③ 「夏季水泳教室施設開放運営協議会」等の再構築

「水運協」等による水泳教室の開催は、組織、構成、運営上の課題等を検討し再構築する。

### 3 . スポーツ振興における文化・スポーツ振興財団活用の考え方

#### (1) 財団設立の経過と利点

旧保谷市では、平成 10 年 1 月 1 日市制施行 30 周年を期に、市民憲章の「文化の香り豊かな、いきいきと暮らせるまち」に一層近づくために、文化・スポーツ施設が、市民の創造の場、表現の場、活力の場として発揮し得るものになっていくことが望まれていた。

そのためには、市民の意見を反映した事業内容になるための運営方法を構築する必要があった。特に市民のニーズ・自主活動の多様化、活発化は、顕著であり、従来の行政的手法では、市民の文化・スポーツ活動の発展に充分応えることができないと憂慮されていた。

自主的活動の育成・各種事業・施設管理の効果的・弾力的運用を図るために、新たな組織体制の導入が検討された。その組織は、市からの出資を根幹とした財政基盤を保ちながら、民間の自由な経営方針と民間の優れた人材を登用して、よりレベルの高い専門的技術の提供と柔軟で弾力的な勤務体制で夜間時間の延長・休日の体制もとれ、市民の幅広いニーズに対応できる利点がある。

このような観点から、スポーツ振興のため、市民一人ひとりが日々の暮らしを生き生きと過ごし、生活の中で培われた文化・スポーツをはぐくみ、創造性豊かな生活が送れるような施設「文化・スポーツ振興財団」(以下「財団」という。)が設立された。

今後のスポーツ振興のためには、西東京市の既存の財団の活用は不可欠である。財団の有する弾力的でフレキシブルな性格を、有効かつ効果的に活用することを考えるためにも、教育委員会と財団の役割を明確に整理する必要がある。

#### (2) 行政の役割と施策の方向

教育委員会は、幅広い広域性と総合的かつ高度な判断力をもって、財団事業を含む包括的な視野のもとにスポーツ振興法に基く「スポーツ振興基本計画」の策定をし、その中で施策目標を設置し、その達成に努めることが求められる。

このことは、地域の教育力を高め、開かれた学校を目的とする「学校施設開放」と地域コミュニティの「運協」の設置、「体育指導委員」の有効活用、「スポーツリーダーズバンク」の設置およびスポーツ振興審議会等に関する事務などの条件整備を主たる役割とすることである。

### (3) 財団の役割と活用の考え方

#### ① 旧田無地区のスポーツ施設すべてを財団に施設運営管理の移行

平成 13 年 1 月 21 日田無市・保谷市が合併し、保谷市文化・スポーツ振興財団が西東京市文化・スポーツ振興財団として生まれ変わった。西東京市の市民の健康づくりやスポーツ振興を図るため、市民サービスの観点からスポーツ施設の管理運営の統合を目指し、現状のスポーツセンター等を含め旧田無地区の総合体育館をはじめとする各スポーツ施設のすべてについて、財団に施設運営の管理を移行する必要がある。

#### ② 継続的・専門的分野の事業運営と施設管理運営

財団は、市民へ直接関与する継続的・専門的分野の事業運営と施設管理運営を中心に役割を担い、スポーツ自主活動の教室等の実施、各種事業プログラムサービスの提供・実施、情報の伝達、スポーツ運動処方相談業務、施設の維持改善等の整備充実および効率的かつ弾力的運用を図る必要がある。

## 4 . 公共スポーツ施設における使用料の統一化について

### (1) 使用料の定義

使用料とは、住民が行政財産を目的外に使用し、または、公の施設を利用する場合、その反対給付として納付する金銭をいう。

### (2) 現 状

合併により旧田無地区と旧保谷地区のスポーツ施設使用料に格差がある。

### (3) 公共スポーツ施設における使用料の統一化について

#### 使用料の基本的考え方

当該スポーツ施設の目的・立地条件、投下資本、利用頻度等を勘案し、公正かつ適正な基準を定め、スポーツ施設個々の特性によりに市民の納得のいく料金を決定する。従って、基準要因によって結果的に異なる料金が設定されることは止むを得ない。

#### 料金設定の判断基準について

特定の利益を得るものが使用料を負担することは、それを利用しない不特定多数の市民との負担の公平から受益者負担の原則を基本に、適正な料金水準を算定し、当該施設に必要な経費（原価）の一部を利用者に負担してもらうことは、社会通念上妥当である。

#### 料金設定の留意点

- (ア) 行政サービスの受益者間において、所得など負担能力に著しい差異があり、均等に負担することが著しく公平に反する場合には、負担能力に応じて負担するという応能負担の原則を導入する。(減免措置等)
- (イ) 料金設定に（改定を含む）当たっては、負担の段階的措置や経過措置を適用するほか、近隣市町村の類似施設を参考にするなどして考慮する。

## 使用料の統一化について

公共施設使用料が単なる受益者負担の原則はでなく議会の条例制定事項であることから、そのサービスが市民生活にとって必需的なものか選択的のものか、公共的必要性の度合や受益者負担の能力等市民の視点と、さらには、徹底した直接経費の削減努力と政策的効果を考慮した上で料金額設定が望まれる。

## おわりに

地方自治体の行財政の基本理念は、最小の資本で最大の効果を挙げることにあ  
る。地方分権化が大きくクローズアップされている今日、西東京市にかかるス  
ポーツ振興行政施策を効率的かつ財政的・効果的に執行するためにも事務事業  
の責任分担と執行権限を明確にして、西東京市全体の生涯スポーツ社会構築に  
かかる市民サービスの向上の視点に立って適切・的確な施策事業の展開を講ず  
るよう当審議会として強く期待するものである。

## 西東京市スポーツ振興審議会委員

区 分	推薦団体	氏 名
社会体育の関係者	体育協会	内田 勇
	体育協会	鶴田 勝彦
	地域団体	渡邊 一雄
学校体育の関係者	都立高等学校長	能智 功
	中学校長会	高橋 俊次
	小学校長会	柴山 宜久
スポーツに関する 学識経験者 及び 関係行政機関の職員	専門的知識を 有する者	松島 宏
	専門的知識を 有する者	伊藤 順蔵
	医師会	指田 純
	多摩小平保健所	蒲谷 繁夫

会長 副会長